

建設工事における一抜け方式による入札の導入について（お知らせ）

平成 30 年 12 月 10 日
広 島 県

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する公共土木施設の災害復旧工事等については、今後、同時期に発注が集中することが見込まれるため、入札の不調・不落を防止し工事の円滑な執行による早期復旧を目的に「一抜け方式」による入札を導入し、地域の実情に応じて実施します。

2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

3 対象工事の指定

対象工事は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件を発注機関が指定し、入札公告又は指名通知時に「一抜け方式の対象工事」であることを明示し別記を添付します。

- (1) 同一の発注機関の案件であること。
- (2) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- (3) 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること。
- (4) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）が同一の案件であること。
- (5) 主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること。
- (6) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等の案件であること。

4 落札者の決定

開札の順位は、原則として請負対象設計金額の高い順に設定し、落札者の決定は、原則として開札順に行います。先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効（低入札価格調査制度における総額失格基準価格の算出においても無効な入札）として取り扱います。

この方式により 1 者 1 件に落札が制限されますので、工事現場に配置可能な技術者が 1 名しか確保できない場合でも複数の案件の入札に参加可能となるほか、意に反して複数案件を落札して契約辞退せざるを得ない状況（指名除外措置の対象）となることを防ぐことができます。

(例)

(単位：千円)

	案件①（指名競争） 予定価格 48,000	案件②（指名競争） 予定価格 40,000	案件③（指名競争） 予定価格 30,000	案件④（指名競争） 予定価格 20,000
A 者	44,000 落札	36,000 無効	27,000 無効	18,000 無効
B 者	44,200	36,000 落札	27,000 無効	18,000 無効
C 者	44,500	36,000 くじ	27,000 落札	18,000 無効
D 者	45,000	37,000	28,000	19,000 無効※
E 者	45,000	37,000	28,000	— 辞退
F 者	46,000	38,000	29,000	— 辞退
G 者	47,000	38,000	30,000	— 辞退
H 者	48,000	— 辞退	— 辞退	— 辞退
I 者	48,000	— 辞退	— 辞退	— 辞退

※案件④は、指名競争入札において有効な入札が一となるため、D 者の入札は無効とし入札中止となる。
(一般競争入札により執行する場合は、落札となる。)

5 適用期間

平成 30 年 12 月 10 日以降に指名・公告する発注機関指定工事から適用します。

問合せ先：土木建築局建設産業課
電話：082-513-3821（ダイヤルイン）

一抜け方式に関する事項

本件は、一抜け方式を適用する入札案件である。

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

本件と同一日に入札に付す一抜け方式の対象工事は、次表（一抜け方式対象工事一覧表）のとおりとし、取扱いは次のとおりとする。

一抜け方式対象工事一覧表

入札方法：指名競争入札／一般競争入札（事後審査型）

開札日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

落札決定 順位	工事名	工事場所
1		
2		
3		
4		
5		

- 1 落札者の決定は、落札決定順位欄に記載の番号順に行う。
- 2 先の案件で落札者となった者が、その後の案件にも参加している場合はその入札を無効（低入札価格調査制度における総額失格基準価格の算出においても無効）とする。
- 3 順に落札者を決定した結果、有効な入札が一となった案件は、当該案件が指名競争入札の場合に限り、入札を中止する。
- 4 一覧表内の一部の入札案件を中止した場合は、当該中止案件はなかったものとみなして、落札決定順位を繰り上げ、入札手続を続行する。ただし、入札の公正性を阻害するおそれのある場合は、入札及び契約の手続を中止する場合がある。

（留意事項）

- ※ この方式では、1者1件に落札が制限されることとなりますので、工事現場に配置可能な技術者が1名しか確保できない場合でも、複数の案件の入札に参加することが可能です。
- ※ 一般競争入札（事後審査型）の場合、入札参加資格要件（元請施工実績、配置予定技術者の経験等）が案件ごとに異なる場合もありますので、注意してください。
- ※ 指名競争入札の場合、指名された者が案件ごとに異なる場合もありますので、入札可能な案件が限定される場合（入札可能な案件が1件の場合）もあります。